

## 蒲郡市長表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市長表彰（以下「市長表彰」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象)

第2条 市長表彰の対象は、本市の市民若しくは本市に所在地を置く団体又は本市にゆかりのある個人で、かつ、次の各号のいずれかに該当し、もって本市の名声を高め、又は市民に敬愛され、明るい希望をもたらしたものとする。

- (1) 文化、科学、その他の活動において、全国規模以上の展覧会、コンクール等で顕著な成績を収めたもの
- (2) スポーツ活動において、全国規模以上の各種競技会等で顕著な成績を収めたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化、科学、スポーツその他の活動において、市民の誇りとなるような優れた功績を収めたもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の誇りとなる活動として、市長が特に認めたもの

(表彰対象者の情報収集)

第3条 表彰対象者の情報は、次に掲げる方法により収集する。

- (1) 自薦他薦を問わず市民から随時収集する方法
- (2) 庁内各部署から随時収集する方法

(被表彰者の決定)

第4条 市長表彰される者（以下「被表彰者」という。）の決定は、蒲郡市長表彰審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が行う。

(審査会)

第5条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、企画部長、総務部長及び秘書広報課長をもって充てる。
- 4 審査会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会務を総理する。

- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がこれを代理する。
- 6 審査会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認めたものについては、持回り審査で審査会の開催に代えることができる。

(表彰の方法)

第6条 市長表彰は、表彰状を授与することによって行う。

- 2 被表彰者が、表彰前に死亡したとき、又は死亡した者が被表彰者となったときは、その遺族に表彰状を授与することができる。

(受賞回数等)

第7条 被表彰者の同一事由による複数回にわたる市長表彰の受賞又は市の機関が実施する他の表彰との重複受賞は、これを妨げない。

(表彰の事務)

第8条 市長表彰に関する事務は、企画部秘書広報課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市長表彰に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日以後に表彰の対象となる事由が生じたものについて適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。